

資産運用報告の適正性に関する確認書

2020年5月22日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地	東京都港区赤坂一丁目1番1号
不動産投資信託証券発行者名	ザイマックス・リート投資法人
	(コード: 3488)
代表者の役職・氏名	執行役員
(署名)	稲月伸仁

本投資法人の執行役員である稲月伸仁は、本投資法人の2019年9月1日から2020年2月29日までの第4期営業年度の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。なお、不実の記載がないと認識するに至った理由は下記の通りです。

記

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）上の投資法人であり、資産運用委託契約に基づき法定開示を含む資産の運用に係る業務等を株式会社ザイマックス不動産投資顧問（以下、「資産運用会社」といいます。）に委託しています。また、投信法に基づき、資産保管業務、機関運営に関する一般事務及び投資主名簿管理等に係る一般事務をみずほ信託銀行株式会社に、会計事務等に係る一般事務を税理士法人令和会計社（以下、「一般事務受託者」といいます。）にそれぞれ委託しております。また、本投資法人の会計監査人は、EY 新日本有限責任監査法人です。なお、私は本投資法人の執行役員と資産運用会社の代表取締役を兼職しております。

2. 資産運用報告の作成プロセスについて

資産運用報告は、一般事務受託者が作成した会計帳簿を基に、所管である資産運用会社の関係各部署より集約された情報を勘案した上で原案を作成しております。当該原案については、法律に係る記載内容及び税務に係る記載内容について、それぞれ法律事務所及び税理士法人による助言を受けるとともに、会計監査人の監査を受けて作成しております。

3. 不実の記載が無いと認識するに至った理由

- (1) 一般事務受託者が作成した会計帳簿及び資産運用会社が保有する本投資法人に係る重要な情報等に基づいて、当該資産運用報告が作成されていることを確認していること。
- (2) 本投資法人の会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人から、投信法第 130 条に規定される監査証明を受領していること。
- (3) 運用資産の状況等、本投資法人に関する重要な事項については、本投資法人の役員会において適切に付議・報告されており、内部管理体制の有効性について確認していること。

以上